

第 51 回 石川県景観審議会

令和 5 年 2 月 13 日 (月) 10:00～11:00
石川県庁行政庁舎 11 階 1105 会議室

1. 審議事項

屋外広告物禁止地域の指定について

- ・加賀海浜産業道路（手取川架橋区間）

2. 報告事項

計画部会

- (1) 令和 4 年度第 29 回いしかわ景観大賞について

屋外広告物部会

- (2) いしかわエコサイン認定について
- (3) ラッピング広告更新について

＜審議事項：屋外広告物禁止地域の指定について＞

委員A：規制幅 100m の根拠は何か。また、眺望点を追加するなどの対策をとってはいかがか。

事務局：規制幅 100m について、ドライバーからの視認性を考慮して決定されており、禁止地域の上限面積 15m² は、100m 以上離れることで広告効果が期待できなくなる。眺望点については、一昨年、眺望計画を変更しており、白山が眺望できる新幹線の車窓を新たなる眺望点とする眺望計画の変更を行っている。

委員B：供用開始はいつか。また、規制の幅はどこから 100m なのか。

事務局：供用開始は 3 月 5 日（日）である。規制の地域は官民境である道路境界から 100m である。

－ 審議事項 終了 －

＜報告事項(1)：令和 4 年度第 29 回いしかわ景観大賞について＞

委員C：事務局の説明のとおりで今回は例年よりいしかわ景観賞の受賞作品数を増やした。この背景としては、これまで大きな作品や公共的な作品が受賞される傾向があったことから、より多くの作品にスポットが当たるように配慮したものである。

－ 報告事項(1) 終了 －

＜報告事項(2)：いしかわエコサイン認定＞

意見なし

－ 報告事項(2) 終了 －

＜報告事項(3)：ラッピング広告更新について＞

意見なし

－ 報告事項(3) 終了 －